

# いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（令和5年9月1日改定）

福島市立飯坂小学校

## 1 ねらい

いじめはどの児童にも起こりうる問題であることから、いじめは現に起きているという基本認識に立ち、児童が安心して生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにするとともに、児童の尊厳を保持し、いじめから身体生命を守ることをねらいとする。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」を言う

いじめ防止対策推進法（H25.6.28公布，9.28施行）  
福島市いじめ防止等に関する条例第2条第1号（R5.6改正）

## 3 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめは人間として決して許されないことである。
- (2) いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうることである。
- (3) いじめ防止に向けて、学校とともに、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。

## 4 いじめの早期発見・早期対応、解決についての基本的方針

- (1) いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうる問題であることから、「いじめは現に起きている」という基本認識に立つ。
  - ・ 定期的にアンケート調査を行い（学期ごと3回）、アンケートの内容については、複数の職員によるダブルチェックを行い、些細な兆候も見逃さない。
  - ・ 学校全体で「いじめ見逃しゼロ」の周知徹底に努める。
  - ・ 日常の教育活動を通じ、教師と児童、児童相互の人間関係の醸成に努める。
  - ・ いやしくも、教職員が児童を傷つけたりいじめを助長することがないようにする。
  - ・ 日頃から、児童が発する危険信号を見逃さないようにする。
  - ・ 他の職員やスクールカウンセラーなどと絶えず情報交換に努める。
  - ・ 児童の生活実態について、聞き取り調査や質問紙調査などを行い把握する。
  - ・ 児童の悩みや要望を積極的に受けとめられるように教育相談体制を整える。
  - ・ 定期教育相談（録）、チャンス相談、スクールカウンセラー相談
  - ・ 担任以外に相談できる人をつくっておく。（一度よもやま話をしておく）
  - ・ 必要に応じて専門機関との連携を図る。（総合教育センター、児童相談所など）
- (2) いじめが生じた際には、学級担任等が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。
  - ・ 独断で対応せず素早く関係者に連絡する。  
学年主任に連絡する。→生徒指導主事に報告する。→教頭・校長に連絡する。
  - ・ 徹底していじめられている児童の側に立つ。
  - ・ 校長のリーダーシップの下、情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応し、全職員で支援していく。
  - ・ 対応していく組織
    - ① 学年会
    - ② ケース会議  
担任+いじめ根絶チーム（教頭、生徒指導主事・教務主任・学年主任・養護教諭）， or 生徒指導部員
    - ③ いじめ防止会議  
校長，いじめ根絶チーム，担任，スクールカウンセラー  
（場合により連携する関係機関…教育総合センター，警察，児童相談所，法務局，民生児童委員など）
    - ④ 重大事態に対応するため市と学校で設置する組織  
重大事態…いじめにより生命・心身・財産に重大な被害が生じる疑いがある場合  
不登校重大事態が発生した場合、いじめ根絶チームで対応する。

- (3) 事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。(当事者だけでなく、友人関係等から、場合によっては保護者から情報収集をする。)

※ 担任、学年主任、生徒指導部で分担して、情報収集や指導を行う。

- ・ いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのように など明確に記録をとる。
- ・ 把握した児童等の個人情報については、その取り扱いに十分留意する。

— 《いじめの深刻度とその対応》 —

レベル1

「学習や生活に目立った変化は見られないが、本人がいじめがあったと感じる」  
(対応：アンケート調査、聞き取り、個別面談、声かけ)

レベル2

「元気がない」「学習意欲が低下する」「身体的不調を訴える(保健室への出入りが増加)」「交友関係が変化する(孤立)」「いたずらやものかくし」「欠席・遅参早退等が増える(不登校傾向)」  
(組織的対応：いじめ根絶チーム、事実関係の把握、被害者の心のケア、加害者への指導、家庭・地域との連携)

レベル3

「不登校、別室当校」「身体的損傷(打撲、傷、衣服の汚れ等)」「暴力、恐喝、脅迫等身体的・精神的な苦痛や被害」  
(対応：警察・児童相談所、医療・民間団体等関係機関との連携)

レベル4

「自殺未遂、自殺」  
(対応：スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家の助言に基づき対応、窓口の一本化、マスコミへの対応)

- ・ いじめを行った児童への指導…いじめは絶対に許されない行為、毅然とした指導
  - ※ 担任・学年主任・生徒指導部など、複数人で指導にあたる。
  - ・ いじめを受けている児童への指導
    - …常に味方であり、必ず守ることを伝える。観察を継続し、変化を見逃さない。何かあったら相談。
  - ・ 学級等への全体指導(傍観者・観衆への指導)
    - …いじめは絶対に許されない行為。見て見ぬ振りをするのはいじめと同じ。傍観者・観衆にならない。やめさせたり知らせる。
  - ・ 保護者への説明をし連携を図る。
  - ・ 内容が大きかったり深刻な場合には、「いじめ防止会議」を開く。
  - ・ 上記の場合、調査対象と調査項目、調査分担を決めて調査し、事実関係をつかむ。
  - ・ 事実関係をつかみ、いじめを認知したら、指導方針・指導体制を決定する。
    - ① いじめを受けている児童への指導・援助
    - ② いじめを行った児童への指導・援助
    - ③ 観衆・傍観者への指導・援助
    - ④ 保護者への説明と連携
    - ⑤ 市教育委員会へのいじめに関する報告書(様式2)の提出
  - ・ 場合によっては、緊急避難的措置、関係機関との連携、出席停止の措置等を行う。
  - ・ いじめが犯罪行為である場合、警察署に通報するとともに連携して対処する。
  - ・ いじめが解決するまで、継続指導・経過観察を行う。  
いじめが解決したと見られる場合でも、気づかないところで続いていることも少なくないことから、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導をする。
- (4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執しない。
- ・ 保護者からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取り組む。
  - ・ いじめを受けている児童については、学校が徹底して守り通していく。

- (5) 学校におけるいじめへの対処方針，指導計画等の情報については，保護者や地域住民の理解を得るように努める。
- ・ 個人情報の取り扱いに留意し，正確な情報提供を行うことにより，保護者や地域住民の信頼を確保するようにする。

## 5 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(いじめ防止対策推進法第28条第1項)
- ③ 児童等や保護者から，いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。  
(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む。)
  - ・ その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
  - ・ 児童等や保護者からの申立ては，学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから，調査をしないまま，いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

### (2) 学校主体による不登校重大事態の調査

- ・ 生命・心身・財産重大事態とは異なり，不登校重大事態に係る調査は学校主体が原則となる。

#### 【いじめによる欠席と認められる事案発生後の対応】

いじめによる欠席（疑いを含む）開始

目安  
30日

- ・ 30日になる前から準備作業（聞き取り等）を進める。
  - ※ いじめを理由とした欠席を認知した時点で市教委へ相談する。  
(必要に応じて，市いじめ防止サポートチーム派遣要請する。)
- ・ オンライン授業（双方向性，定期的に対面）や別室登校等により，学習機会の確保に努める。

重大事態と判断

報告

- ① 飯坂小いじめ根絶チームを母体とした調査組織を設置する。（外部人材含む）
- ② 調査組織で，事実関係の調査を実施する。（5W1Hによる記録累積）
  - ※ 調査前に保護者に説明。その後も定期的に保護者に情報提供する。
- ③ 調査報告書作成及び教育委員会へ仮報告する。
- ④ 仮報告後の助言を受け，再度報告する。（必要に応じて）
  - ※ 調査結果を踏まえたいじめ防止対策を講じる。
    - ・ いじめを行った児童や保護者への対応（加害者のケアも視野に入れる）
    - ・ 再発防止に向けた取組を検討し，実施する。また，取組の検証を行う。

重大事態が発生したことを、市教育委員会を通して7日以内に市長に報告

## 6 いじめ予防についての基本的方針

### (1) 学習活動の充実

- ① 「わかる・できる」授業の実現
- ② 生徒指導の実践上の視点機能（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）が働いている授業
- ③ 道徳・特別活動の充実
- ④ 体験活動の充実
- ⑤ 豊かな人間関係づくり，学級づくり
- ⑥ 情報モラルの積極的な指導の充実（SNS等のインターネット上のいじめ等の未然防止）
- ⑦ SOSの出し方に関する教育の推進
- ⑧ 教育相談推進週間の実施

### (2) 日常の生徒指導の充実

- ① 児童理解に努める
- ② 日頃からのいじめ予防
  - ・ 全校集会，学級での話でいじめは絶対に許されない姿勢を訴える
  - ・ 教師の目の届きにくい場所への校内巡視，環境整備
- ③ 的確な対応
  - ・ いじめや教育相談などに関する校内研修会の実施
  - ・ 多様化する行動への指導力向上協議

### (3) 校外との連携

- ① 保護者との情報交換
  - ・ 家庭訪問，電話，連絡帳等を通して情報交換・相互理解を図る。
  - ・ 授業参観，学年学級懇談会
- ② 緊密な関係機関との連携（SC，SSW等）
  - ・ 関係機関と連絡を取り合い連携を図る。
  - ・ 地区の諸会議，育成会などとの連携を図る。

※ アンケートの原本は3年間保存（いじめの事案に関するアンケートは5年間保存）

※ いじめ報告書は，5年間保存

※ 個別のいじめ事案の調査に係る記録 卒業後5年間

※ 個別の重大事態の調査に係る記録 卒業後10年間

## 7 学校の取組に対する評価・改善

- (1) 実効性のある取組となるよう学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組についてはP D C Aサイクルで年度途中であっても適宜見直し改善を図る。
- (2) 学校教職員による取組評価，及び保護者への学校評価アンケートを実施し，いじめに関する取組の評価と検証を行う。第三者評価として，学校評議員の方々からの評価も十分に踏まえて改善を図る。
- (3) 年間を通していじめ発生件数が0の場合、その結果を児童等や保護者に報告する。